

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	横手市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001137/1001208/1003793.html

中止

執行機関名 横手市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	横手市福祉医療費支給要綱(平成17年横手市訓令第55号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児(未就学児)、小中学生)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年横手市条例第37条) 別表第1 第2の項 横手市福祉医療費支給要綱(平成17年横手市訓令第55号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	横手市福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この訓令は、横手市に居住地を有する乳幼児(未就学児)、小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		横手市福祉医療費支給要綱 横手市福祉医療費支給事務取扱要領(平成17年10月1日訓令第56号)